

告示第66号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定により下記の者は、令和6年12月26日現在、住所地に居住していないため住民票を職権で消除したので住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により告示する。

令和6年12月26日

一宮町長

馬淵昌也



記

住 所	氏 名	生 年 月 日
一宮町東浪見7439番地7 SUNRISE B棟2号	齊藤 梓 齊藤 汰樹	昭和62年4月23日